

グローバリゼーション——人権と国家主権

(一〇〇六年一一月二四日 関西学院大学名誉博士学位授与式 講演要旨)

彭 明敏

この度、関西学院大学から名誉博士学位をいただき、身に余る無上の光栄と存じます。深い謙遜な気持ちで謹んで拝受けいたします。平松学長はじめ関係者の皆さまの一方ならぬご好意、感激に堪えません。これは、私が一九四一年関西学院中学部卒業以来、六五年ぶりの母校訪問です。その間、世界、日本、関西学院および私本人に起こった無数の巨大な変化は数え尽くせず、言い表せず、回顧して、ただ感慨にふけるのみです。

今日は、国際法を専攻した者として、幾つかの問題を考えてみたいと思います。

第一は、「国家主権」の問題です。ご存知の様に、国際法は、現代国家は各自「主権」を擁するという観念の上に築き上げてきました。つまり、各国はその領域の中では絶対的な、排他的な、最高の権力があり、どの国もその大小に拘らず、独立平等であるということです。数世紀以来一切の国際関係がこの基本的な観念の上に立つてきました。国際連合憲章第二条の、会員国の「国内問題」は国際連合（および他国）の干渉を許さぬという規定も、この伝統的な「主権」観念の表現です。

他方において、現在のグローバリゼーションは、この主権観念に対する衝撃であり、一種の挑戦と言えましょう。科学技術の急速かつ高度な発達、人類活動の国際化（通信、交通、貿易、金融、生産、交流等）の頻繁化と激増、その為一国内部に発生した事は即時全世界に伝わり、他国にも影響することが甚だ多く、今では全世界は一つの網に覆われている如く、各国相互に密接な関連があり、一国の動きは直ちに同じ網の中の他国に波及します。この現状においては、一国の主権の行使も慎重にしなければ、他国のみならず、本国自身の対外関係や利益にも影響することが多くなっています（殊に、公害、環境衛生、軍備、武力行使、金融・貨幣政策等）。つまり、主権の行使も相当に「節制」することを余儀なくされます。第一次世界大戦以後の軍縮条約、不戦条約、国際連盟、国際連合および多くの国際専門組織、欧州連盟の成立等は、各国の主権行使の「自制」の明らかな表現です。その為、一部の極端論者からは、伝統的な「主権」観念はもう時代遅れであるという、「主権不存在論」まで出されています。果して、現代国家はもう「主権」を失つたのでしょうか。私はそう思いません。主権行使の自制または譲歩は、その「不存在」を意味しないと思います。国際連合への加入、共同貨幣の採用、その他の重大な条約の締結は、各国の自身の利益の為の自発的な行為で、強制されたものではなく、どの国も何時でも脱退することができます。各国がその主権をどの程度まで行使するか、どの程度まで譲歩し、自己節制するかは、各国の自由裁量の範囲であり、その主権は依然として完全に保有されています。「主権不存在論」をと考えることは時期尚早と言えましょう。

第二は、基本人権の重視です。これは、現代国際法の一つの新しい発展と言えます。過去においては、国家が主として国際法の主体でした。各国の国民がその政府から如何なる待遇を受けて

いるかは、いわゆる「国内問題」で、他国が干渉できることではなかつたのです。然し、「基本人権」の観念の発展に伴い、基本人権を保障することが国際法上の重要な課題の一つとなりました。そうして、基本人権が侵害を受けた時は、他国若しくは国際組織が干渉する権利と義務があるという観念が確立されました。英国のブレア首相（当時、一九九七～二〇〇七年在任）が「国民の基本人権を尊重しない国は、他国もその主権を尊重できない」と発言しています。

問題は何が「基本人権」であるかということです。言論、結社、信仰の自由は基本人権の一部であることには異議がありませんが、職業、福祉、移住、旅行、教育等の権利をどこまで認めるかは、未だにはつきりした解答ができません。国際連合憲章第一条の「人民自決」の権利も明確な定義がなく、国際紛糾の原因となっています。

私は、台湾から参りました者です。ですから、いわゆる「台湾問題」について一言述べさせていただきたいと思います。台湾四百年の複雑な歴史の為、台湾人は一種独特的のアイデンティティを発展させました。つまり、中国人や日本人と異なる存在だと自覚し、「人民自決」はその基本人権であると主張します。この主張は国際的に認められておらず、中国の強烈な反対に直面しています。これが「台湾問題」の本質なのです。この様な問題を如何にして平和的に法的に解決するかが現代国際法の重大な課題と信じます。